

PCBを使用した蛍光灯安定器等はありませんか！！

～PCB使用機器は期限内の適正処理が必要です～

建物等に設置された蛍光灯の安定器やトランス・コンデンサ等には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用されているものがあります。

PCB が使用されているかは、機器の銘板に記載されているメーカー、型式・種別、製造年月等の情報により、関係団体（（一社）日本照明工業会、（一社）日本電機工業会）等のホームページで判別するほか、詳細は機器製造メーカーへ御照会ください。

これらの PCB 使用機器の廃棄等には、厳重な処理が必要であり、また、その処理期限等も定まっていますので、PCB 使用機器が見つかりましたら、下記の問い合わせ先に御連絡ください。

なお、PCB 使用機器の処理につきましては、環境省HP (<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/>) に掲載のパンフレットも参考にしてください。

PCB について

PCB は水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定していることから、蛍光灯の安定器やトランス(変圧器)、コンデンサ(蓄電器)等の電気機器の絶縁油、熱媒体など様々な用途で使用されていました。

しかし、昭和 43 年に発生した「カネミ油症事件」を契機として、昭和 49 年から製造、輸入、新たな使用が原則禁止されています。

PCB 使用の代表的な電気機器



安定器



高圧トランス



高圧コンデンサ

【お問い合わせ先】（PCB 廃棄物等の所在地に応じてお問い合わせください。）

神奈川県 環境農政局環境部資源循環推進課（電話 045-210-4154）

ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0504/>

横浜市 資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課（電話 045-671-2513）

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/>

川崎市 環境局生活環境部廃棄物指導課（電話 044-200-2596）

ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/300/soshiki/7-6-3-0-0.html>

相模原市 環境経済局資源循環部廃棄物指導課（電話 042-769-8335）

ホームページ：<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/recycle/sanpai/003467.html>

横須賀市 資源循環部廃棄物対策課（電話 046-822-8523）

ホームページ：<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4225/>

不動産取引に伴い建物等の解体が行われる場合、発注者として廃棄物の不適正処理の防止にご協力ください

- 建物等の解体に伴い生じた廃棄物が、不法投棄されたり、解体業者の置場において過剰保管されるといった廃棄物の不適正処理が発生しています。
- 宅建業者が自ら不動産取引に伴い建物等の解体を行う場合はもちろん、土地所有者等が不動産取引に伴い建物等の解体を行う場合にも、解体工事発注者として、次のような責務と役割等があります。

- ◇ 建設工事を行う以前からの廃棄物（例えば、解体予定建物中に残置された家具等の廃棄物）を適正に処理すること。
- ◇ 元請業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。
 - ・ 建設廃棄物の処理方法 ・ 処分場所等処理に関する条件
 - ・ 建設廃棄物を再生処理施設に搬入する条件等
- ◇ 企画、設計段階において、建設廃棄物に関する次の項目について積極的に推進すること。
 - ・ 建設廃棄物の発生抑制 ・ 現場で発生した建設廃棄物の再生利用
 - ・ 再生資材の活用
- ◇ 積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上すること。
- ◇ 元請業者より、建設廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書の提出をさせること。
- ◇ 工事中は建設廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払うこと。
- ◇ 工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する。また、建設廃棄物が放置されていないか注意を払うこと。
- ◇ コンクリート、木材等の特定の建設資材を用いた建築物の解体工事等を発注する場合には、分別解体の計画等を都道府県知事・政令市長等に届け出るなど建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に従うこと。

- 不法投棄など建設系廃棄物の不適正処理を発見した場合には、次の行政機関へご連絡ください。

神奈川県 環境農政局環境部資源循環推進課適正処理グループ
電話045-210-4151、4154 (発生場所が次の4市以外の場合)

横浜市 資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課排出指導係
電話045-671-2513、2514

川崎市 環境局生活環境部廃棄物指導課計画推進係
電話044-200-2596

相模原市 環境経済局資源循環部廃棄物指導課適正指導班
電話042-769-8358

横須賀市 資源循環部廃棄物対策課事業系廃棄物指導係
電話046-822-8523